

公益社団法人日本婦人科腫瘍学会 会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本婦人科腫瘍学会（以下、「本会」という。）の会員について必要な事項を定めるものとする。

(会員種別)

第2条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 名誉会員 婦人科腫瘍学の進歩に著しく貢献し、理事会により推薦された個人
- (3) 功労会員 本会の発展に功労があり、理事会により推薦された個人
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会手続き)

第3条 本会の会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を経なければならない。

- 2 正会員及び賛助会員の入会については、特に条件を定めない。
- 3 正会員及び賛助会員の入会申し込みについて、理事長は、正当の理由がない限り、入会を認めなければならない。理事長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 名誉会員及び功労会員は、理事会の推薦と本人の承諾をもって入会するものとする。
- 5 退会した元会員が再入会を希望する場合は、理事長に再入会申請書を提出し、理事会で審査を行う。理事長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
- 6 資格喪失した元会員が再入会を希望する場合は、理事長に再入会申請書と必要書類を提出し、理事会で審査を行う。理事長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
- 7 除名された元会員が再入会を希望する場合は、理事長に再入会申請書と始末書並びに必要書類を提出し、理事会で審査し、社員総会で再入会の議決を行う。理事長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金)

第4条 入会金を次のとおり定める。

- (1) 正会員 1,000円
- (2) 功労会員 免除
- (3) 名誉会員 免除
- (4) 賛助会員 免除

(会費)

第5条 会費年額を次のとおり定める。

- (1) 正会員 10,000円
- (2) 功労会員 10,000円
- (3) 名誉会員 免除
- (4) 賛助会員 一口50,000円

- 2 前項の会費は、その年度の7月31日までに本会に納めなければならない。
- 3 再入会に際しては、入会金及び会費年額に加えて、退会、資格喪失又は除名前の未納分を併せて納入するものとする。
- 4 退会又は資格喪失し、再入会を希望する者が会員でなかった期間の会費を納入した場合に限って、会員歴に過去の在籍期間を通算することを認める。

(会費の使途)

第6条 前2条の入会金及び会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会員の特典)

第7条 本会の会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 本会が発行する機関誌を、無料で配布を受けることができる。
- (2) 本会が発信するニューズレターを、無料で配布を受けることができる。
- (3) 本会が発信するホームページの会員限定コンテンツを利用することができる。
- (4) 本会が開催する学術集会において、研究発表をすることができる。
- (5) 本会の発行する機関誌へ投稿することができる。

(異動届及び変更届)

第8条 会員が住所や所属先等を変更したときは、直ちにその旨を理事会に届け出なければならない。

- 2 賛助会員である団体は、その代表者を変更したときは直ちにその旨を理事会に届け出なければならない。

(退会)

第9条 本会の会員は所定の退会届を理事会に提出することにより、いつでも退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の会費は事由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
- 3 会員が退会しようとする場合は、未納の会費は完納しなければならない。

(名誉会員の推戴)

第10条 本会の名誉会員は、次の各号のうち、いずれか2つ以上を充たすことを要する。

- (1) 婦人科腫瘍の病理・診断・治療に関する研究並びにコルポスコピーの進歩あるいは本会の発展に特に寄与した者
- (2) 本会理事長又は学術集会会長に就任した者
- (3) 本会の理事・監事に通算3期以上就任した者
- (4) 国外から名誉会員を推戴する場合は、自国の婦人科腫瘍に関連する学会の会員であること

- 2 名誉会員は、理事会が推薦する。

(名誉会員の処遇)

第11条 名誉会員は、社員総会及び理事会に出席して発言することができるが、議決権は有しない。

- 2 名誉会員は、代議員選挙における選挙権・被選挙権を有しない。

(功労会員の推戴)

第12条 本会の功労会員は、次の各号のいずれかに該当することを要する。

- (1) 本会の発展に功労のあった者
- (2) 本会の代議員に通算5期以上就任した者

- 2 功労会員は、理事会が推薦する。

(功労会員の処遇)

第13条 功労会員は、社員総会及び理事会に出席して発言することができるが、議決権は有しない。

- 2 功労会員は、代議員選挙における選挙権を有するが、被選挙権は有しない。

(補則)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定めるものとする。

(改正)

第15条 この規則は、理事会の決議により改正することができる。

附 則

この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日から施行する。